

美里町立小学校統合整備事業実施要領

事業者審査基準

【修正版】

令和8年1月30日修正版

令和7年11月28日

美里町

美里町立小学校統合整備事業 事業者審査基準

第1 総則

美里町立小学校統合整備事業事業者審査基準(以下「審査基準」という。)は、美里町(以下「町」という。)が実施する美里町立小学校統合整備事業において、契約の相手方となる民間事業者(以下「事業者」という。)を評価・選定するための方法・基準等を示すものである。

第2 審査方法・体制

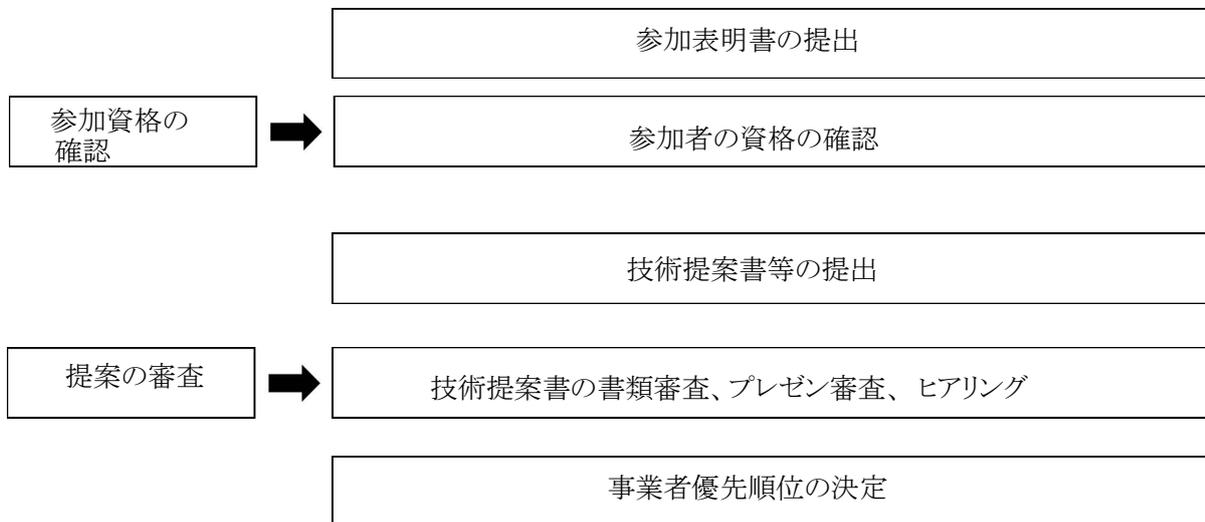
1 審査方法

事業者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき品質、設計・建設工期、建設費、安全施工等を総合的に評価し、総合評価点の高い順に事業者を決定するものとする。

2 審査手順・審査体制

本評価は、参加資格確認、提案の審査に分けて実施する。

参加資格確認は町の事務局が行うものとし、提案の審査は「令和7年度美里町立小学校建設検討委員会」(以下「建設検討委員会」という。)において評価する。



第3 評価の項目・基準・配点

1 参加資格の確認(事務局にて実施)

美里町立小学校統合整備事業実施要領(以下「要領」という。)4. 参加資格要件に定める応募者の要件を確認する。

2 提案の審査(建設検討委員会にて実施)

①基本的事項の確認として次の項目を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

- ・要領に定める施設の要求性能等を満たしていること。
- ・建設費等が要領に示す提案見積上限額以内であること。

②要領に基づく技術提案の審査及びプレゼンテーション後、ヒアリング審査を行う。

なお、評価については以下の評価項目・評価基準を基に審査する。

評価項目	評価基準	配点	
地域に開かれた地域と共に育つ学校の整備 (配点 10 点)	学校敷地内及び建物内に、地域開放が可能なスペースを設けているか。	地域開放が可能なスペースが設けられていない。	0 点
		地域開放が可能なスペースが設けられている。	3 点
		地域開放が可能なスペースが設けられていて、十分活用できる。	5 点
	児童生徒の日常の学びの中に地域の人々が参加、共同できる仕掛けを整備する提案となっているか。	地域の人々が参加、共同できる仕掛けを整備する提案となっていない。	0 点
		地域の人々が参加、共同できる仕掛けを整備する提案となっている。	3 点
		地域の人々が参加、共同できる仕掛けを十分に整備する提案となっている。	5 点
児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境の整備 (配点 10 点)	新統合小学校が美里中学校に隣接することを活かした提案となっているか。	児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境が整備される提案となっていない。	0 点
		児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境が整備される提案となっている。	3 点
		児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境が十分に整備される提案となっている。	5 点
	多目的・交流の場の整備について検討されているか。	多目的・交流の場の整備について検討されていない。	0 点
		多目的・交流の場の整備について検討されている。	3 点
		多目的・交流の場の整備について十分に検討されている。	5 点

多様な使い方が可能なフレキシブルに利用できる学習空間 (配点 10 点)	教室や体育館が、多様な使い方ができる提案となっているか。	教室や体育館、居場所などに多様な使い方ができる提案となっていない。	0 点
		教室や体育館、居場所などに多様な使い方ができる提案となっている。	3 点
		教室や体育館、居場所などに多様な使い方が十分できる提案となっている。	5 点
	学校全体が学び・遊びの場となるような設計になっているか。	学校全体が学び・遊びの場となるような設計となっていない。	0 点
		学校全体が学び・遊びの場となるような設計になっている。	3 点
		学校全体が学び・遊びの場となるような設計が十分にされている。	5 点
基本計画からの変更点についての対応 (配点 5 点)	施設整備の方針は守りつつ、建物の配置や工事費の上昇等、変更が必要な部分を考慮した提案となっているか。	変更が必要な部分を考慮した提案となっていない。	0 点
		変更が必要な部分を考慮した提案となっている。	3 点
		変更が必要な部分を十分に考慮した提案となっている。	5 点
設計業務における技術力 (配点 3 点)	実務実績	過去 10 年間に同種業務※の実績が 2 件以上ある場合	1 点
		過去の同種業務において、設計事業者の提案や創意工夫がなされている場合	2 点
施工業務における技術力 (配点 3 点)	実務実績	過去 10 年間に 2,000 m ² 以上の同種業務※の実績が 2 件以上ある場合	1 点
		過去の同種業務において、設計事業者の提案や創意工夫がなされている場合	2 点
事業者の地域性 (配点 2 点)	地域貢献	単独企業、共同企業体の構成会社又は下請負人が町内に本店を有する場合	2 点
工期の提案 (配点 2 点)	中学校の体育館等の使用不可期間が少なくなるよう配慮されているか。	工期や中学校の使用不可期間について検討し、影響が少なくなるよう配慮された提案となっている。	1 点
		工事工程が総合的に検討されており、中学校の授業への影響を十分配慮した提案となっている。	2 点
提案価格 (配点 5 点)	建設コストの縮減について配慮されているか	55 億円以下→5 点 55～60 億円以下→3 点 60～65 億円以下→2 点 65～70 億円以下→1 点 70 億円超→0 点	
		得点 /50 点	

※同種業務とは、平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型7（教育施設）の第1類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型3（運動施設）の第1類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の新築工事又は増築工事の施工、設計及び工事監理をいう。上記は公立・私立を問わない。また認定こども園、特別支援学校も類型7の類似施設として扱う。

○プレゼンテーション・ヒアリング審査方法

- ・プレゼンテーションは事業者が期日までに町へ提出した参加表明書・技術提案書のみを使い20分以内で説明すること。
- ・電子機器を使ったプレゼンテーションも可とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは町で用意するが、その他必要な物は事業者が持ちこむこととする。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査の出席者は最大5名までとする。
- ・説明後は委員からヒアリング審査を15分程度行う。

第4 選定事業者の決定

1 決定方針

各委員の評価点(最大で50点)の合計を総合評価点(最大で900点)とし、総合評価点の最も高い者を選定事業者とする。

ただし、最高点が同点数で2者以上あるときは、建設検討委員会による合議により選定事業者を決定する。

2 選定結果の公表

選定結果は、令和8年3月27日(金)までに提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日文書でも通知する。また、審査結果は美里町ホームページで公表する。

(電話等による問合せは不可とする。)